三陸の海を放射能から守る岩手の会（略称）**三陸の海・岩手の会**
郵便振替　02240-5-102650
ホームページ再処理/岩手の環境/RI 廃棄物(coocan. jp)
本紙は市民カンパで発行しています。
購読したい方は事務局に連絡下さい

止めよう！《再処理》

《天恵の海》
2026(令和 8)年　7月7日
第270号
編集事務局　S. Oshida
TEL・FAX 019-623-1636

高レベル実廃液の「安定的」封じ込め＝ガラス固化

アクティブ試験で「実廃液試験」もせず 結果も反映させない。

こんな竣工は国を亡ぼす！

国会調査会
2026年6月17日

ラサール石井
参議院議員

山中伸介
原子力規制委員長

日本原燃と国は六ヶ所再処理工場を、ガラス溶融炉の実廃液性能試験なしに竣工しようとしています。

六月八日の新規制基準適合性審査会合で日本原燃の説明が終了したと報じられ、私たちは福島みずほ議員（社民党）へ緊急に国会質問と質問主意書をお願いしたところ所属委員会の関係でラサール石井議員が質問することになりました。六月一七日、参議院「資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会」において 石井議員は当会の提出質問主意書案を基に、社民党で検討を加え、「核燃サイクル、六ケ所再処理工場アクティブ試験に関する質問」をされました。その模様は参議院インターネット審議中継で見られます。私たちは六月一八日に学習会を行い、今号の記事としました。　インターネットのURLは　参議院インターネット審議中継です。

ラサール石井参議院議員　国会調査会質問

質問1　高レベル放射性廃液の化学爆発事故汚染シミュレーションを行い公表すべき

石井議員：これまでしてきた議論は核燃サイクルが機能するという前提で行われています。そこで核燃サイクルの成否を決める再処理事業についてお伺いします。六ケ所再処理工場に貯蔵されている高レベル廃液は二〇二五年三月現在で２２７立方㍍とされています。電源喪失等により冷却不能になったとき化学爆発し、セシウム１３７等の放射性物質が拡散されるのではないかと恐れられています。政府は原子力発電所については重大事故時の汚染シミュレーションを行い公表していますが再処理工場についても重大事故等における放射能汚染のシミュレーションを公開するべきではありませんか。二〇一三年二月二六日の川田龍平議員の質問主意書に対する答弁書では再処理施設に関わる拡散予測については今後規制委員会において検討するとしていましたが検討はされたのでしょうか。

【答弁】
規制庁長官官房古金谷核物質総括審議官

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の年表

2006	3 月	アクティブ試験開始
2006～2008		**再処理による海洋放出トリチウム総計2184兆Bq。ガラス溶融炉の白金族流下阻害など故障続出。高レベル放射性廃液約348m3 発生。ガラス固化以外の試験終了**
2011	3. 11	東日本大震災・福島原発事故
2013	2. 26	川田龍平議員質問主意書。再処理工場の廃液の事故シミュレーションを要請。
	7．26	**PWR 実廃液ガラス固化試験報告書、国へ提出された。しかし国は審査せず。（BWR 実廃液ガラス固化試験は不実施）**
	10 月	**高レベル廃液の重大事故を「蒸発乾固」と過小に定義。**
	12 月	**再処理規則第 6 条 2「性能の技術上の基準」が削除され、プルトニウム・ウラン回収率など評価基準等が無くなった。**
2014	1 月	新規制基準審査開始
2016	11 月	日本原燃、高レベル廃液の化学的爆発を対象とせず、蒸発乾固までの水素爆発による放出放射能評価を公表。
2017	2 月	原子炉等規制法第 46 条改正。使用前検査は国が行うから事業者が行うに変更された。
2020	7 月	新規制基準審査終了　「設工認」の審査へ
2021	**10 月**	**IAEA安全指針の脅威区分 1：施設外に重篤な確定的影響をもたらす施設に、再処理工場の「高レベル放射性タンクの破裂」と「使用済み核燃料プール」と記載されていることが判明。「蒸発乾固」の言葉はない。**
2024	8 月	２００７年以来 16 回目の竣工延期
2025	12 月	日本原燃、「実廃液使用ガラス固化試験なし」での竣工に変更
2026	**6 月**	**原子力規制委員長　竣工後にガラス溶融炉実試験実施と国会答弁**

原子力規制委員会では再処理施設での事故の際の防護施設を定めるにあたって二〇一六年、事業者である日本原燃が行った影響評価、これは水素爆発等の事故を考慮した評価でございますけれどもこちらの方を評価確認しております。その内容は公表されております。重大事故時での施設周辺での被ばく線量は敷地境界で重篤な確定的影響に関するＩＡＥＡが定める基準を下回っています。それから５ｋｍ地点でＩＡＥＡの確率的影響に関する基準をも下回るという結果になっています。この結果を踏まえ我々は原子力災害対策指針の中に再処理施設についてはＰＡＺ（予防的措置準備区域）を設けない。ＵＰＺ（緊急防護措置準備区域）を５ｋｍと定めています。住民避難のための環境影響評価を、質問委員のように、より厳しく拡散予測することは必要ないと考えてございます。

【当会コメント】

化学爆発を「蒸発乾固で止まる」とするシミュレーションは間違い

国は再処理重大事故のシミュレーションをせず、事業者日本原燃が評価をしているから必要なしと回答しました。二〇一六年の原燃の評価は第一五回原子力災害事前対策等に関する検討チーム資料２－１と思われます。

https://www.da.nra.go.jp/view/NRA057000004?contents=NRA057000004-002003#pdf=NRA057000004-002-003

このデータでは事故と言えないような放射能放出量なっています。規制委員会が**高レベル廃液の重大事故を「蒸発乾固」と定義**したため事業者は放射能放出を過小評価したからです。

一九五七年、ソ連マヤークの兵器用再処理工場で高レベル廃液の冷却ができなくなり、蒸発乾固物は約３４０℃で化学爆発し、「ウラルの核惨事」と呼ばれる重大事故が発生しました。日本の再処理工場もこの「高レベル廃液の化学爆発」を重大事故と定義しなければなりません。反対世論を恐れ、二〇一三年に矮小化して定義をしたものと思われます。再処理工場についてもウラルの核惨事を基にシミュレーションし公開するべきです。

質問２　アクティブ試験：ガラス溶融炉試験を何故竣工後に先送りするのか？

石井議員：脱原発政策実現ネットでは「六ヶ所再処理工場の高レベル廃液が化学爆発事故を起すと、放射性物質が均等に円状に降下すると仮定してセシウム１３７による汚染の範囲は北は北海道の全域、南は福島県全域までとなる。これをチェルノブイリ原発事故時の基準により想定すると、移住必要区域に入るとのことです。再処理工場の操業にあたっては高度な安全性が必要と考えますが、日本原燃は昨年一二月に失敗が続く高レベル廃液のガラス固化について使用前事業者検査の対象とはせず、竣工後に先送りするという方針転換を行いました。ガラス固化を含めたアクティブ試験は再処理工場が計画通り運転できるのかを見極める最重要な総合的試験と考えます。アクティブ試験の重要性及び日本原燃の対応に対する政府の見解をお答えください。

【答弁】

規制基準でガラス溶融炉の放射能閉じ込め機能が要求されており、日本原燃は使用前検査終了後に確認する方針。

山中規制委員長：お尋ねのアクティブ試験は、当時の規制基準への適応を事業者が確認するため使用済燃料を用いた総合的試験として日本原燃が二〇〇六年三月から実施した試験であると承知しております。**現在の規制基準**ではガラス溶融炉の処理能力の確認は求めておりませんが、廃液が滞留することなく処理できることの確認は重要だと感じています。このため日本原燃は使用前確認書の**受領後に実液を用いて処理能力を確認する計画**としております。原子力規制委員会としてもその内容については検査の中でしっかりと確認してまいります。なお**現在の規制基準**では閉じ込め機能が要求されており、日本原燃はガラス溶融炉の閉じ込め機能の確認を実施する方針だと承知しております。

【当会コメント】

規制委員長の「当時の規制基準」と「現在の規制基準」への経緯の説明がない

・規制委員長が「アクティブ試験は**“当時の規制基準”への適応**を事業者が確認するため」の試験だと言っています。当時の規制基準は再処理規則第六条の二（性能の技術上の基準）であり、この基準は日本原燃の「事業指定申請書」に記載した条件において確実に作動することが稼働条件になり、**国の使用前検査に合格しなければ施設を使用できないとするものでした。**アクティブ試験でこの「**条件**」（二、高レベル廃液のガラス固化処理能力、七、製品プルトニウムやウランの回収率、等）が、申請書の条件を満たすことができなくなったため、**二〇一三年一二月規制委員会は突然この第六条の二を削除**しました。

未回収のプルトニウムは高レベル廃液中で臨界事故を起こす危険あり

申請書のプルトニウムの回収率は９８・２％でしたが、アクティブ試験の結果では回収率は約７８％であり、約２０％が不明です。多くは高レベル廃液に含まれているものと想定されます。プルトニウムは臨界になりやすく、高レベル廃液の臨界事故が憂慮されます。日本原燃のアクティブ試験計画書には試験終了条件として「**試験結果を評価し竣工に反映させる**」**と明記して**います。

原子力規制委員会はアクティブ試験の無免許運転を黙認するのか

日本原燃はアクティブ試験を終了し評価した後竣工すると公言して来ました。しかし、**放射性廃液のガラス固化試験が何年かけてもうまくいかず、どうしてもアクティブ試験を終了出来なかったのでごまかそうとしているのです。**

規制委員会がこれを黙認することはこの超危険施設を無免許運転させることになり、重大事故への道であり暴挙です。**竣工後に、**「ガラス溶融炉の閉じ込め機能」を確認していくとの回答ですが、「ガラス溶融炉試験は不安定な高レベル廃液をガラス固化することが目的であり、**実廃液を使用し正常に固めることができるかが確認されなければ、竣工はありえません。**

国民の安全は、高レベル廃液を完全に閉じ込めてこそ

石井議員：核処理施設はプルトニウムを取り出して終わりではなく最後に高レベル廃液を完全に閉じ込めてそれで最終的な成功ということになるわけです。それができない前に操業を開始するということは全く整合性もなく国民の理解を得られないと考えております。以上質問を終わります。

◎ラサール石井議員には、ご多忙のところアクティブ試験の問題点について的確な国会質問をしていただき感謝しております。三陸の海・岩手の会（永田）